

一般財団法人 福島県サッカー協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、一般財団法人福島県サッカー協会（英文名を、Fukushima Football Association（略称Fukushima F A））と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を福島県郡山市に置く。

2 本財団は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、福島県内におけるサッカー競技の普及および振興を図り、もって福島県民の豊かなスポーツ文化の振興および心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サッカーの競技会の開催、運営および公式記録の作成及び保存に関すること
- (2) サッカーに係わるチーム、選手、役員、審判員、指導者等の養成及び登録に関すること
- (3) サッカーの指導、調査、研究に関すること
- (4) 福島県を代表するチームの役員及び選手の選定及び派遣に関すること
- (5) サッカーを通じての国際交流に関すること
- (6) サッカー競技に関する功労者および優秀競技者の表彰に関すること
- (7) サッカー以外の団体と連携協力し、スポーツの振興を図ること
- (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の目的である事業を行うために、不可欠な別表の財産は、本財団の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けて、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告

第4章 評議員

(評議員)

第9条 本財団に、評議員5名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(資格)

第11条 一般法人法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第6条第1項に規定する者は、評議員となることができない。

- 2 評議員は、本財団の役員又は使用人を兼ねることはできない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 本財団に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第15条 評議員会は、次項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の規程
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議委員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役 員

(役員を設置)

第21条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事20名以上30名以内
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長をもって、一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 各理事については、当該理事及びその配偶者又は3親等内親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本財団を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を総括する。
- 4 専務理事は、副会長を補佐して、業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えられないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会の決議によって別に定める報酬等の支給規程に従って報酬等を支給する。

(名誉会長、顧問)

第28条 本財団に、事業の円滑な遂行を図るため、任意の機関として、名誉会長1名以内、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 名誉会長、顧問は理事会の決議によって、選任及び解任する。
- 4 名誉会長、顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 本財団に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 司法機関

(司法機関)

第34条 本財団の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

(1) 規律・裁定委員会

2 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第9章 専門委員会

第36条 本財団の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、各委員会15名以内とし、理事会において選任及び解任する。

3 各委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

第10章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第37条 福島県内において、本財団の趣旨に賛同する団体は、加盟登録手続きを経て、加盟団体と

なることができる。

(除名)

第38条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の承認を得て、会長がこれを除名することができる。

(1) 本財団の名誉を傷つけ、又はその目的に違反する行為のあったとき

(負担金)

第39条 加盟団体は、毎年負担金を納入しなければならない。

2 負担金については理事会が別に定める。

(賛助会員)

第40条 本財団の主旨に賛同し、別に定める年額を納めるものを賛助会員とする。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、本財団の目的並びに事業、評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第42条 本財団は、基本財産の滅失その他の事由による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本財団は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 事務局

(事務局)

第45条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決において定める。

(業務及び財務等に関する資料の備置き及び閲覧)

第46条 主たる事務所においては、次の各号に掲げる業務及び財務等に関する資料を備え置き、原

則として一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 収支予算書
 - (7) 監査報告
- 2 定款は、常に備え置くものとする。
- 3 事業報告書とその附属明細書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表とその附属明細書は、当該会計年度の終了後、原則として3か月以内に備え、5年間備え置くものとする。
- 4 事業計画書及び収支予算書は、当該会計年度の開始後、原則として3か月以内に備え、次会計年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで、備え置くものとする。

第14章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の評議員、理事、監事は、次に掲げる者とする。

設立時評議員	渡邊 修一	大木 重雄	萬實清一郎	青山 秀樹	大谷 亮一
	野畑 次男	植野 勝次	安藤 正樹	青田 秀満	渡部 四郎

設立時理事	櫻岡 祐一 (代表理事)	小池 征	三浦 誠次	倉田 泰明	
	木村 勝幸	鈴木 義久	木村 智良	遠藤 秀一	大井川恵一
	橋本善一郎	北郷 光宏	落合 宏昌	西坂 清夫	

設立時監事	菅野 貴夫	関根 洋	岩部 一道
-------	-------	------	-------

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場 所・物 量
定期預金	東邦銀行菜根支店・3,000万円

施行

2012年4月1日一般財団法人への移行処置にて施工
(改訂)

2014年3月16日(2014年6月14日施行)

2017年3月18日